

移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた を目指して



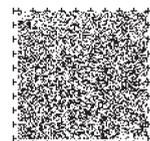
おおもり街なか“すいすい”プラン

大田区移動等円滑化推進計画（大森駅周辺地区）

平成25年3月



この冊子は音声コード付きです。右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。この冊子には、音声録音したCD版（DAISY録音図書）があり、音声で聞くことができます。

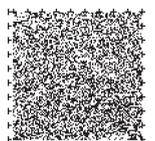


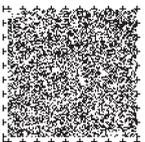
目次

1	策定にあたって	1
1-1	背景と目的	1
1-2	策定体制・スケジュール	2
1-3	計画の目標	4
2	対象地区の設定	5
2-1	生活関連施設・経路	5
2-2	重点整備地区の区域	6
3	基本的な取り組み方針	8
3-1	地区全体の方針	8
3-2	施設別の方針	8
4	特定事業等の設定	10
4-1	検討の流れ	10
4-2	特定事業	11
4-3	今後検討が必要な事項	15
5	今後の推進に向けて	18
5-1	本プランの推進	18
5-2	留意事項	20
参考資料		
資料1	まち歩き点検の実施概要	22
資料2	大森駅周辺地区バリアフリーに関するアンケート調査結果	28
資料3	移動等円滑化の課題	34
資料4	用語集	43
(本文中で*を付した用語について解説しています。)		

○「障害」の表記について

法令等に基づくもの、固有名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。





1-1 背景と目的

- おおた街なか“すいすい”ビジョンにおいて、移動等円滑化を推進するエリアとして定めた2地区のうち、大森駅周辺地区のプランを策定していきます

大田区は、平成23年3月に、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。その中に、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進していくための施策の一つとして、「多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザイン*の推進」を位置づけています。

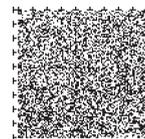
これを受けて、平成23年8月に、この施策を推進するためのしくみと具体的な事業推進の方法を示した「おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定しました。

「おおた街なか“すいすい”ビジョン」では、多くの人が集まる拠点となる地域において、「移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること）」を重点的かつ計画的に推進するため、蒲田駅周辺地区と大森駅周辺地区の2地区を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法*」という。）に基づく重点整備地区に設定しました。



そして、平成24年3月に、蒲田駅周辺地区の移動等円滑化を実現するため、バリアフリー法*に基づく基本構想として、「かまた街なか“すいすい”プラン」を策定しました。

引き続き、大森駅周辺地区を対象に、「おもり街なか“すいすい”プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

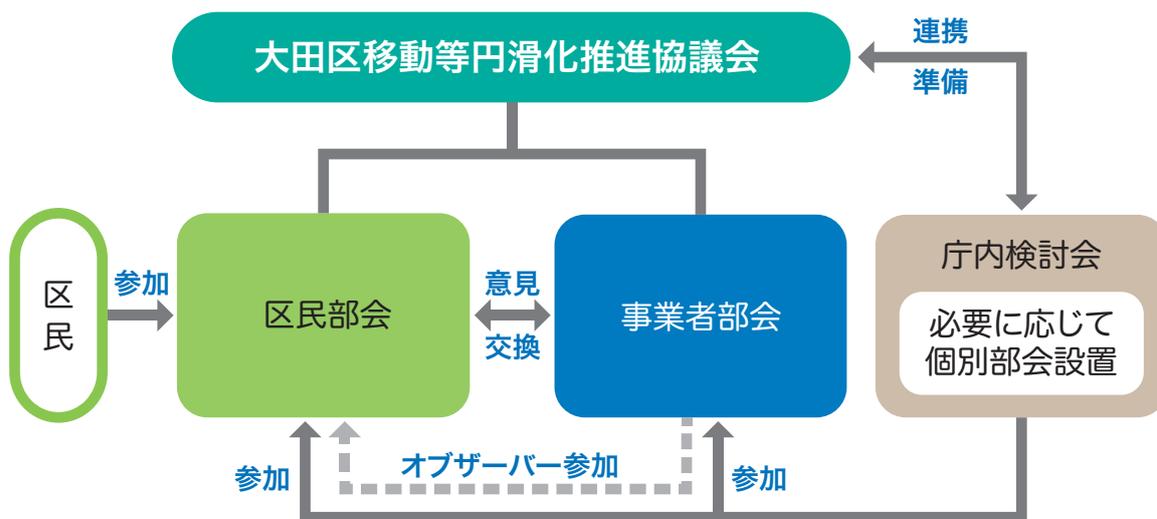


1-2 策定体制・スケジュール

(1) 策定体制

本プランは、以下のような体制のもと、区民参加を得ながら、事業者と適宜調整を図りつつ策定を進めます。

図1 策定体制



■大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成される組織です。本プランの検討を行います。

■区民部会

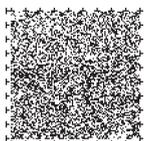
本プランの検討にあたって、利用者の視点で課題を抽出し、改善策を提案する部会です。まちあるき点検やワークショップ*を適宜開催します。

■事業者部会

施設や道路、心のバリアフリー*等に関する課題の解決策を検討します。

■庁内検討会

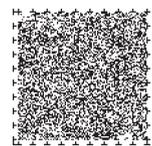
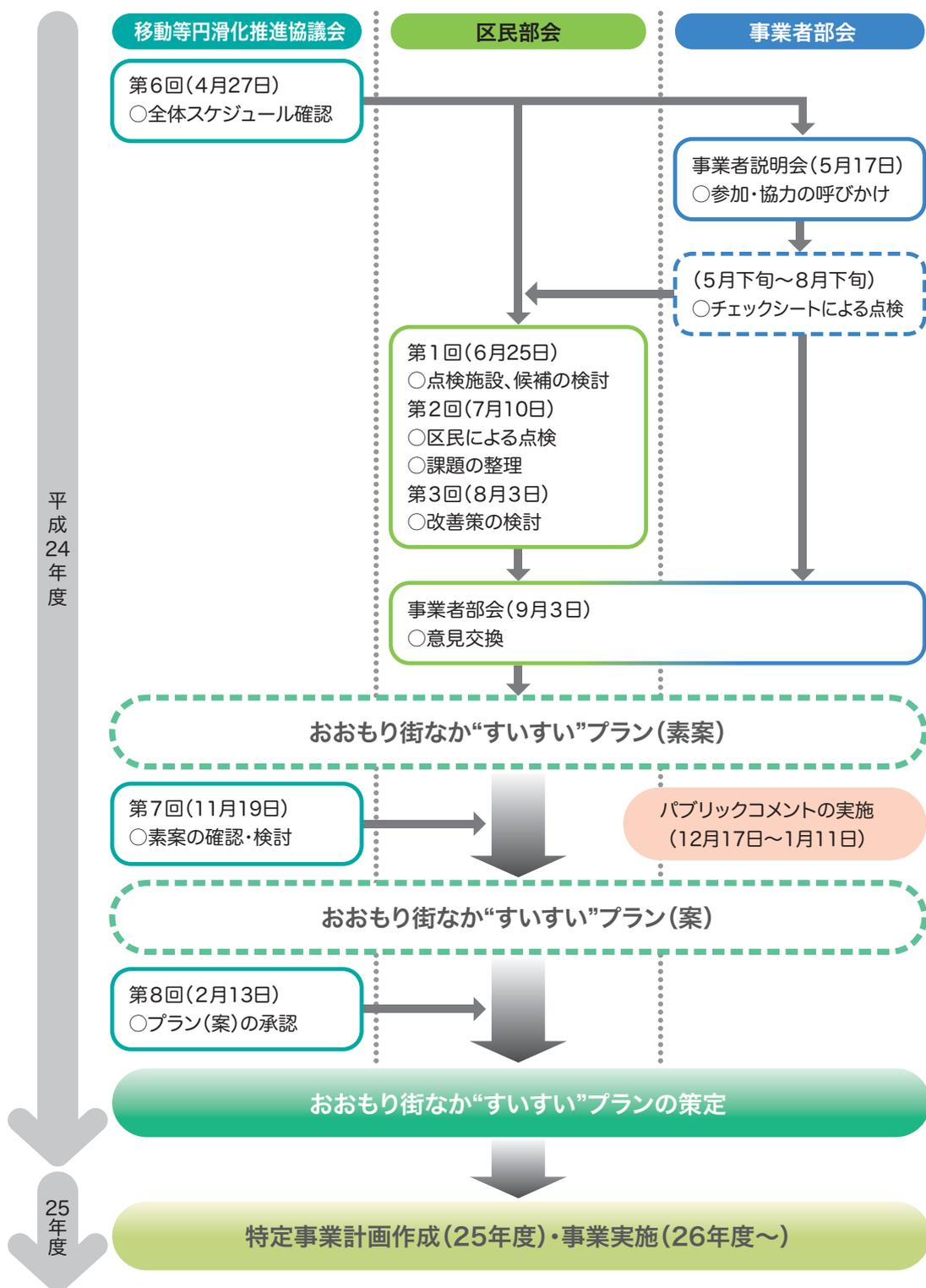
区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整を行う組織です。



(2) 策定スケジュール

本プランの策定スケジュールは、以下に示すとおりです。

図2 策定スケジュール



1-3 計画の目標

(1) 目標年次

- 目標年次は平成32年度（ただし、区施設は平成30年度）、短期として平成27年度に設定します

本プランにおける目標年次を平成32年度と設定します。ただし、区の施設は、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」や「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」等の目標年次にあわせて平成30年度とします。

また、「おおた街なか“すいすい”ビジョン」を踏まえ、緊急性・実現性の高い事業については、短期的・集中的に取り組むものとし、平成27年度までの事業完了を目指します。

なお、本プランの内容は、事業実施の中間時点において見直しを行い、前半での取り組みをチェック（点検・評価）し、その結果を後半の取り組みに反映します。

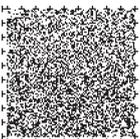
図3 目標年次

年度(平成)	2012 (24)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)
おおもり街なか “すいすい”プラン	プラン 策定	特定事業 計画作成	事業実施		見直し		事業実施		

(2) 計画の目標

- 利用者目線の“すいすい”を実現します

国が示す目標値・基準にとどまらず、区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えた「利用者目線の“すいすい”の実現」を目指します。



2-1 生活関連施設・経路

(1)生活関連施設の設定

- 生活関連施設の候補施設を設定し、本プランで特定事業等の協力が得られた施設を生活関連施設とします

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等の中から設定する必要があります。

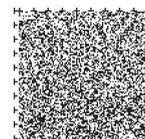
そこで、区では、以下のような施設を生活関連施設の候補とし、そのうち本プランで特定事業等の協力が得られた施設を生活関連施設とします。

表1 生活関連施設の候補の対象

対象とする地区の範囲	下記の①を基本とし、②と③を満たす範囲にある施設を対象とします。 ① 「大森駅周辺地区グランドデザイン」の対象範囲 ② JR大森駅を中心とした徒歩での移動ができる範囲 ③ 「おおた街なか“すいすい”ビジョン」において設定した候補施設に加え、平成24年4月～5月に実施したアンケート調査及び区民部会における意見にて利用頻度が高いとされた施設を含む範囲
対象の施設	上記の範囲にあるバリアフリー法*ほか法令によりバリアフリー化することが必要とされる施設

表2 生活関連施設の候補の内訳

分類	施設の種類の	
公共交通	a: 特定旅客施設	一日平均 5,000 人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	b: 公共・公益施設	特別出張所、郵便局・銀行
	c: 文化・教養施設	図書館、その他文化教養施設
	d: 福祉・医療施設	高齢者福祉施設、病院
	e: スポーツ施設	(該当なし)
	f: 商業施設	500 m ² 以上のもの（大田区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱に基づく届出に該当するもの）
	g: 宿泊施設	都市ホテル（床面積 1,000 m ² 以上のもの）
	h: その他建築物	その他法令によりバリアフリー化が必要とされる施設
公園	i: 公園・緑地	都市公園



※建築物については「おおた街なか“すいすい”ビジョン」において設定した候補施設に加え、アンケートや区民部会の意見により、利用者が多く見込まれるとされた施設について分類（b～g）しています。

※アンケートや区民部会の意見により、品川区内の一部施設も対象としています。

※路外駐車場*に関して、建築物と同一敷地内にある駐車場は建築物と一体のものとし、それ以外は一時的な利用のものが多く、土地利用が変化しやすいことから対象としていません。

(2)生活関連経路の設定

●生活関連施設の間を結ぶ経路を生活関連経路として設定し、今後実施する事業の種類を明確にするため2つに区分します

平成24年4月から5月に実施したアンケート調査及び区民部会での検討結果を踏まえ、歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本として（1）で設定した生活関連施設を結ぶ経路を設定します。なお、設定にあたっては、生活関連経路のネットワークを重視しながら、今後実施する事業の種類を明確にするため2つに区分します。この結果は図4に示すとおりです。

表3 生活関連経路の区分

区 分	対 象	整備方針
生活関連経路(A)	歩道の有効幅員が原則2m以上の道路（駅の自由通路など歩行者用通路も含む）	バリアフリー法*ほか法令による基準への適合を重視した事業で対応するもの
生活関連経路(B)	上記以外の道路	安全な歩行空間の創出を重視した事業で対応するもの

2-2 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、JR大森駅を中心に、北側はジャーマン通り、東側は大森海岸駅、南側は男女平等推進センター（エセナおおた）、西側は池上通りに囲まれ、前述の生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲（約48ha）（図4参照）とします。

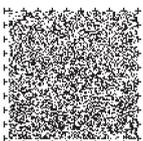
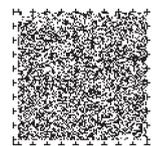
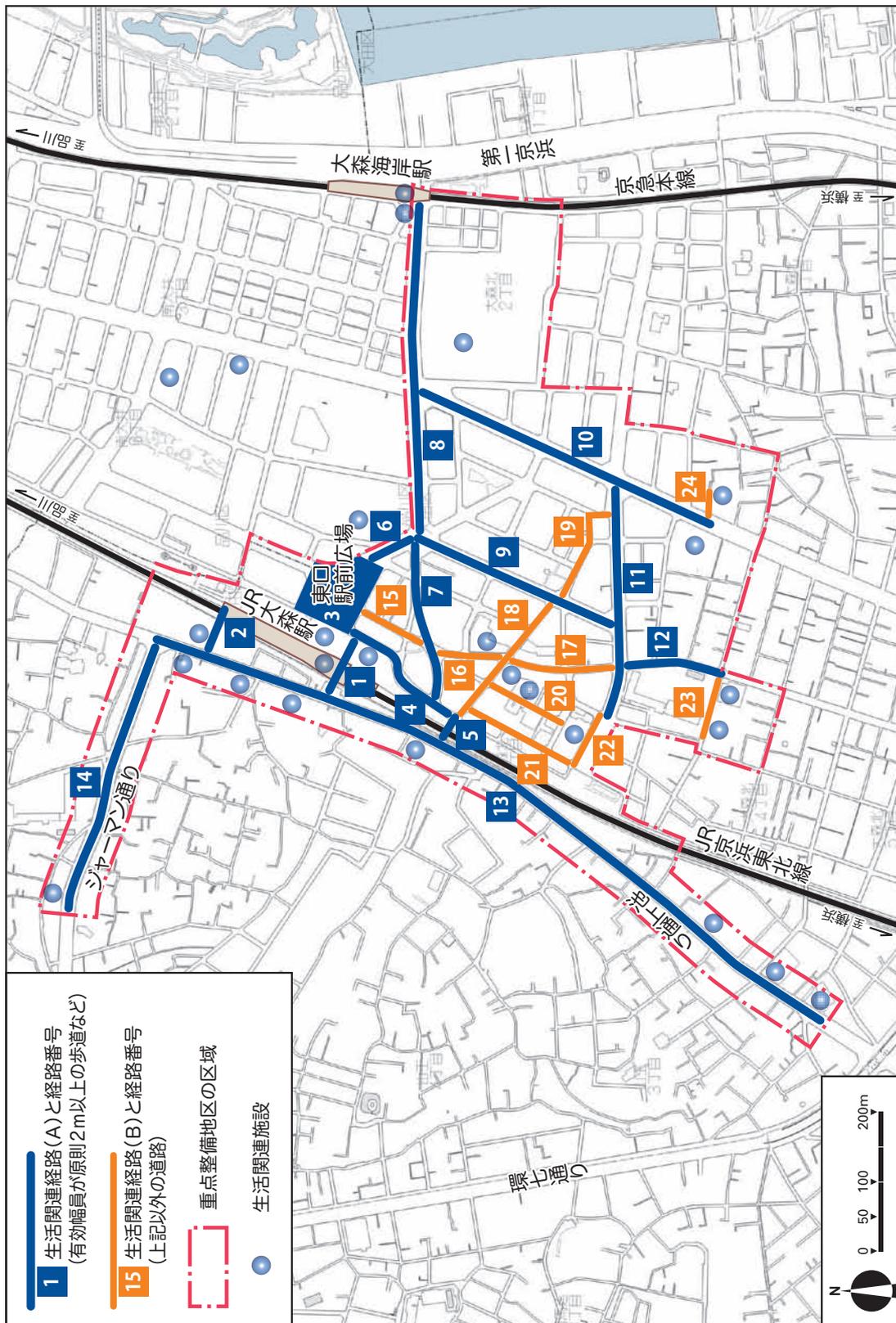


図4 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



3

基本的な取り組み方針

大森駅周辺地区の移動等円滑化の課題（参考資料の資料3参照）を踏まえ、移動等円滑化に向けての基本的な方針を以下に示します。

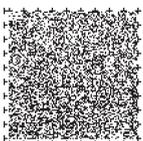
3-1 地区全体の方針

- 高齢者、障がい者をはじめ、妊娠中の人や乳幼児連れの人、病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
- 日常生活には欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路、建築物などを対象に、連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- JR大森駅の徒歩圏内にある、生活関連施設と駅を結ぶ経路及び生活関連施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。
- ハード*の整備だけでなく、違法駐車を取り締まりや放置自転車対策など、ソフト*施策を進めます。

3-2 施設別の方針

(1)公共交通

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備等のさらなる安全性及び利便性の向上に努めます。
- JR大森駅では、プラットフォームから主要な出入口まで、バリアフリー化された経路の整備に努めます。
- JR大森駅の駅前では、案内サインの充実を図ります。
- バス乗り場のバリアフリー化を進めます。



(2)道路等

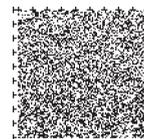
- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障害者誘導用ブロック*を設置します。
- 視覚障害者誘導用ブロック*の設置と併せて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーン*を設置します。

(3)建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるように努めるとともに、移動を支援する案内情報をわかりやすく提供します。
- 多くの方が利用する一定程度の規模の施設においては、だれでもトイレ*の設置に努めます。
- 高齢者、障がい者等が利用しやすい施設及び設備を整備します。

(4)その他（ソフト*面の取り組み）

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。
- 高齢者、障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を目指し、施設等職員の研修・教育の充実を図ります。



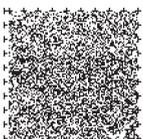
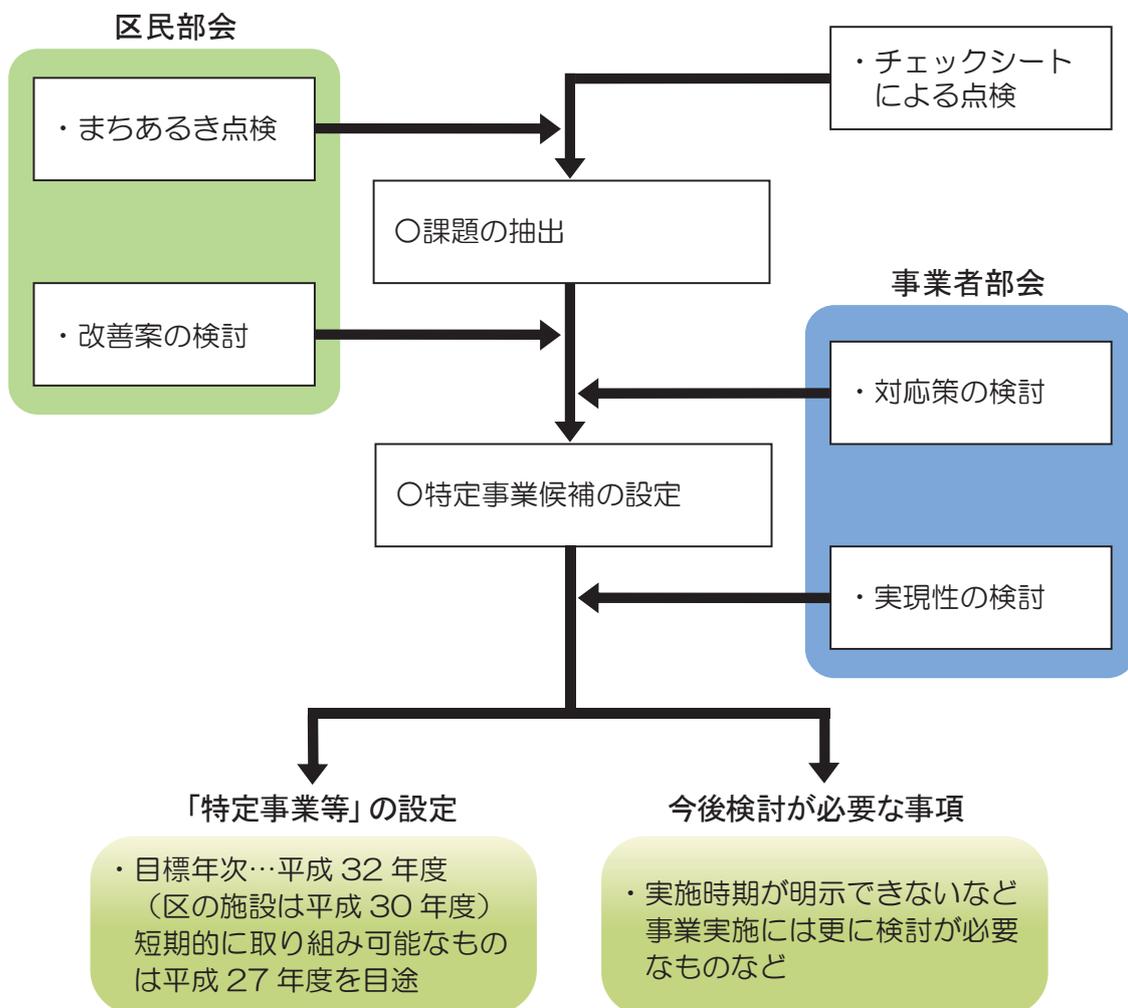
4

特定事業等の設定

4-1 検討の流れ

施設のバリアフリー化をより推進するため、本来新規に建築されるものを対象とする「東京都福祉のまちづくり条例*」に記載されている基準を基に作成した、バリアフリーチェックシート（以下「チェックシート」という。）による点検や、区民部会におけるまち歩き点検（参考資料の資料1参照）の結果から、移動等円滑化の課題を抽出しました。その課題をもとに、区民部会における改善案の検討と、事業者による対応策・実現性の検討を経て、「特定事業等」と「今後検討が必要な事項」を設定しました。

図5 特定事業等の検討の流れ



4-2 特定事業

特定事業とは、重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組む事業です。

本プランに定めた特定事業については、特定事業計画の作成と、その計画に基づく事業の実施が、バリアフリー法*において義務付けられています。

(1) 公共交通特定事業

公共交通特定事業は公共交通機関の施設及びその事業の用に供する車両等を対象としており、重点整備地区内の駅におけるバリアフリー設備（視覚障害者誘導用ブロック*等）の整備等があります。

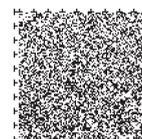
整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度まで	32年度まで
施設 a1 JR 大森駅	①エスカレーターに接する床面に運転方向の表示を設置	東日本 旅客鉄道 株式会社	○	
	②ホーム縁端に内方線付き点状ブロックを設置		○	
	③だれでもトイレ*のドアの開閉装置の表示の改善		○	
	④だれでもトイレ*に荷物等を掛けるフックを設置		○	
	⑤北口の有人改札に視覚障害者誘導用ブロック*を設置		○	

(2) 道路特定事業

道路特定事業は、生活関連施設間を結ぶ経路について連続的にバリアフリー化された歩行空間の確保を図るための事業であり、歩道の拡幅、段差の解消、勾配の改善等の道路構造の改良と、視覚障害者誘導用ブロック*の設置等があります。

ア. 都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度まで	32年度まで
生活関連経路 (A) 共通	①歩道の段差・勾配の改善	東京都	○	○
	②視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善		○	○
	③歩行空間の平坦性の確保		○	○



(ア.都道の続き)

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
生活関連経路 (A) 共通	④車止めの設置位置の改善	東京都		○
	⑤歩行環境の改善			○

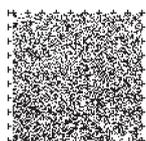
イ.区道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
生活関連経路 (A) 共通	①歩道の段差・勾配の改善	大田区	○	○
	②視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善		○	○
	③歩行空間の平坦性の確保		○	○
生活関連経路 (B) 共通	④安全な歩行空間の確保			○
経路3 東口駅前広場	⑤植樹ますの補修		○	
経路5	⑥新井道ガードの照明の改善		○	
経路16	⑦車止めの反射テープの貼り替え	○		

(3)交通安全特定事業

交通安全特定事業は、障がい者等の移動の円滑化のために実施する、信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業です。

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
重点整備地区	①音響式信号機の設置、歩行者用青時間の確保等	東京都 公安委員会		○
	②道路標識・道路標示の高輝度化			○
	③エスコートゾーン*の設置			○
	④違法駐車重点的な指導・取締りの実施		○	○
	⑤違法駐車防止のための広報啓発活動の実施		○	○



(4)建築物特定事業

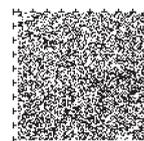
建築物特定事業は、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれるバリアフリー化の必要性が高い建築物を対象とした事業です。

ア.区施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
施設 c2 男女平等推進 センター (エセナおおた)	①案内サインの設置又は改善	大田区	○	
	②出入口の段差の解消		○	
	③通路に手すりを設置			○
	④視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善			○
	⑤階段の上下端に点状ブロックを設置			○
	⑥エレベーター前点状ブロックの設置			○
	⑦オストメイト*対応トイレの設置			○
	⑧トイレに非常用ボタンを設置		○	
	⑨トイレ内にベビーチェア・ベビーベッドを設置		○	
施設 d3 山王高齢者 センター	①洋式トイレの整備		○	
	②トイレに手すりを設置		○	

イ.区施設以外の施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
施設 b7 三菱東京 UFJ 銀行大森支店	①出入口幅の改善	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行	○	
施設 d5 牧田総合病院	①通路に手すりを設置	社会医療法人 財団仁医会		○
施設 f1 アトレ大森	①だれでもトイレ*の案内サインの改善	株式会社 アトレ	○	
	②トイレの案内サインの改善		○	
施設 f7 Luz 大森	①だれでもトイレ*の案内サインの改善	丸紅コミュニ ティ株式会社	○	
施設 f8 大森駅ビル (RaRa)	①トイレに手すりを設置	大森駅ビル 株式会社	○	



(5) その他の事業

その他の事業は、重点整備地区のバリアフリー化のために、特定事業と併せて実施すべき事業です。

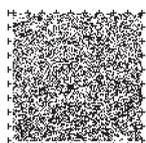
ア. 区施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	30年度 まで
経路3 東口駅前広場	①トイレの案内サインの改善	大田区	○	
	②トイレに荷物等を掛けるフックを設置		○	
	③トイレの照明の改善		○	
重点整備地区 (ソフト*施策)	①放置自転車対策		○	
	②自転車利用のルールとマナーに関する 広報啓発活動の実施		○	
	③看板や商品等の道路上へのはみ出し解消		○	

イ. 区施設以外の施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			27年度 まで	32年度 まで
経路3 東口駅前広場	①バス案内所を示す表示の改善	京浜急行バス 株式会社	○	
	②バス案内所の出入口にスロープと手すりを 設置		○	
施設 d7 いすゞ病院*	①視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は 改善	いすゞ自動車 株式会社	○	
	②歩道境界部のグレーチングの改善		○	
	③階段の上下端に点状ブロックを設置		○	
	④エレベーター前点状ブロックの設置		○	
施設 f9 西友大森店*	①階段の視認性の改善	合同会社西友	○	
	②スロープの視認性の改善		○	
	③トイレの非常用ボタン表示の改善		○	
	④だれでもトイレ*の改善		○	
	⑤だれでもトイレ*の案内サインの改善		○	
	⑥床面の段差や滑りやすさの改善			○
	⑦施設内の案内板の改善		○	
	⑧トイレに手すりを設置			○

*品川区内の一部施設も対象としています。なお、生活関連経路に接続していないため、建築物特定事業ではなく、「その他の事業」としました。



4-3 今後検討が必要な事項

大森駅周辺地区における移動等円滑化を一層推進していくため、特定事業の実施に併せ、以下に示す事項について、今後、実施時期の明示や改善方法を検討することが必要です。

(1)公共交通機関

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
旅客施設共通	①国土交通省「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめの概要に基づく、ホーム上からの転落防止対策	各鉄道事業者
施設 a1 JR 大森駅	①触知案内図の設置	東日本旅客鉄道株式会社
乗合バス	①スロープ板付車両であることの周知方法	各バス事業者

(2)道路

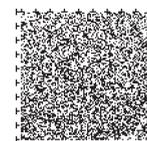
イ.区道

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
経路5	①新井道ガードの整備	大田区

(3)建築物

イ.区施設以外の施設

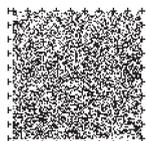
対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
施設 b2 ハローワーク 大森	①出入口等に誘導鈴を設置	東京都
	②備品等の整理による通路幅の確保	
	③視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善	
	④階段の段鼻の視認性の改善	
	⑤オストメイト*対応トイレの設置	
施設 b3 大森郵便局	①案内サインの設置又は改善	日本郵便株式会社
	②視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善	



(イ.区施設以外の施設の続き)

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
施設 d4 大森山王病院	①視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善	医療法人財団 中島記念会
	②通路に手すりを設置	
	③エレベーター前点状ブロックの設置	
	④エレベーターのかご内に鏡を設置	
	⑤エレベーターのかご内及び乗降ロビーに音声案内・ 点字表示を設置	
	⑥オストメイト*対応トイレの設置	
	⑦授乳できる場所の設置	
施設 d7 いすゞ病院*	①出入口のスロープの改善	いすゞ自動車 株式会社
	②エレベーターのかご内に車いすあたりを設置	
	③エレベーターのかご内及び乗降ロビーに音声案内・ 点字表示を設置	
施設 f1 アトレ大森	①エレベーターのかご内に車いすあたりを設置	株式会社アトレ
	②エレベーターの操作ボタンに点字表示を設置	
	③トイレに手すりを設置	
施設 f2 イトーヨーカ ドー大森店	①オストメイト*対応トイレの設置	株式会社 イトーヨーカ堂
施設 f3 大森駅前ビル	①案内サインの設置又は改善	足立産業株式会社
	②エレベーターのかご内及び乗降ロビーに音声案内・ 点字表示を設置	
	③トイレに手すりを設置	
	④トイレ内にベビーチェアを設置	
	⑤トイレに非常用ボタンを設置	
	⑥トイレの小便器の改善	
	⑦トイレの床面の滑りやすさの改善	
	⑧トイレ内にベビーベッドを設置	
	⑨授乳できる場所の設置	
施設 f8 大森駅ビル (RaRa)	①視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善	大森駅ビル 株式会社
	②トイレに非常用ボタンを設置	
	③階段の手すりに点字表示を設置	

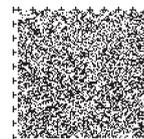
※品川区内の一部施設も対象としています。



(イ.区施設以外の施設の続き)

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
施設 f9 西友大森店※	①正面出入口に視覚障害者誘導用ブロック*及びイン ターホンを設置	合同会社西友
	②床面の段差や滑りやすさの改善	
	③オストメイト*対応トイレの設置	
	④トイレ内にベビーチェア・ベビーベッドを設置	
	⑤だれでもトイレ*の改善	
	⑥授乳できる場所の設置	
	⑦案内サインの設置又は改善	
施設 g1 大森東急イン	①エレベーターの案内サインの改善	株式会社 東急ホテルズ
施設 g2 アートホテルズ 大森※	①エレベーターのかご内に車いすあたりを設置	株式会社 アートホテルズ
	②トイレ内にベビーチェアを設置	
	③3階トイレ（だれでもトイレ*）に非常用ボタンを 設置	
	④トイレに手すりを設置	
	⑤トイレ内にベビーベッドを設置	
施設 g3 京急 EX イン 大森海岸駅前※	①車いす使用者用駐車施設のグレーチングの改善	株式会社 京急イーエックス イン
	②案内サインの設置又は改善	
	③視覚障害者誘導用ブロック*の設置又は改善	
	④エレベーターのかご内の床面の滑りやすさの改善	
	⑤エレベーター前点状ブロックの設置	
	⑥トイレに手すりを設置	

※品川区内の一部施設も対象としています。



5-1 本プランの推進

(1) 特定事業計画の作成と事業実施

● 本プラン策定後、1年以内に特定事業計画を作成します

本プラン策定後、バリアフリー法*の規定により、各事業者は本プラン内で示した特定事業を計画的かつ着実に実施するため、特定事業計画を作成します。

この特定事業計画は、速やかな事業の実施に向け、本プラン策定後1年以内に作成するものとしします。

また、日常の維持管理や小規模な改良で対応できる課題については、特定事業計画の作成にかかわらず、適宜実施していきます。

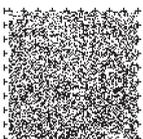
(2) 進捗管理及び評価

● 推進組織により、事業の進捗管理と評価を行います

本プランを作成した区は、各事業者の取り組みに協力するとともに、特定事業等の着実な推進を図るため、大田区移動等円滑化推進協議会を継承した推進組織を設置します。

この推進組織では、以下に示す役割を担い、年1回以上の会議を開催し、事業の進捗管理と評価を行います。また、事業の実施状況を踏まえ、事業実施の中間時点において、本プランの見直しを行います。

- ① 特定事業計画の作成状況の把握
- ② 特定事業等の実施状況の確認
- ③ 事業実施後の点検と改善策の提案
- ④ 事業の進捗に関する広報 等



(3)課題への対応

●施設の改修等に併せて、事業実施を要請する機会を高めます

事業者側の予算上の制約や大規模改修・改築が伴うこと、あるいは関連計画や関連事業との整合など様々な理由により、結果的に本プランの特定事業等として位置づけることのできなかつた事業課題があります。

これらの事業課題については、対象となる施設の改修等に併せた事業実施が望ましいことから、その進捗状況の把握に努め、事業実施を要請する機会を高めます。

(4)区民との協働

●町内会や商店会などと連携を図り、区民と協働で展開していきます

本プランの「その他の事業」には、歩行者の円滑な通行を妨げる放置自転車や歩道上の商品陳列、看板などの解消を位置づけています。

このようなソフト*面の事業には、区民の日常的な心がけや活動で改善できるものが多く、区民と協働で展開していくことが重要であるため、町内会や商店会などの組織と十分な連携を図っていきます。

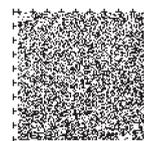


(5)既存施設の改善誘導

●チェックシートを活用するなど、事業者の自発的な改善を誘発します

事業者自身が施設のチェックを行い、抽出された課題について自発的な改善を促すため、本プランの検討過程においてチェックシートを作成しました。

今後は、今回点検対象としなかつた既存施設も対象に加え、チェックシートを活用するなど、自発的改善を誘発するよう取り組んでいきます。



5-2 留意事項

(1)利用者意見の反映

●事業の実施段階で、利用者意見を積極的に取り入れていきます

本プランの検討過程において、利用者側から「改善する事業が完了したのを見直し、更に改善することは難しいため、事業を実施する前に意見を聴いてほしい」といった意見がありました。一方で、事業者側からも「事業を進める際に利用者の意見を聴ける仕組みがあるとよい」という提案がありました。

利用者の視点に立った事業実施は、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に位置づけがあり、誰でも社会参加が可能なまちづくりを実現するために「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー*」が既に設置され制度化されています。

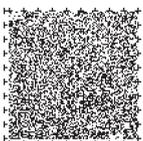
このような制度等も活用し、事業の実施段階において区民をはじめとする利用者の意見を積極的に取り入れていきます。

(2)心のバリアフリー*の促進

●事業者の気づきを誘発し、心のバリアフリー*を促進します

本プランの検討過程において、区民からバリアフリー化の要望を受けた事業者が、バリアの存在に気づき、すぐに対応可能なものは整備・改善を実施したという例が多く見られました。このように、“気づく”ことで事業化に結びつくことがあります。

こうしたことから、事業者の気づきを誘発し心のバリアフリー*を促進するため、高齢者・障がい者等への接し方や支援の方法を周知するパンフレットの作成や、講習会・交流会イベント等の開催を検討し進めます。



.....
大田区移動等円滑化推進計画(大森駅周辺地区)
おおもり街なか“すいすい”プラン
.....

平成25年3月

発行：大田区まちづくり推進部

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1303 ファクス：03-5744-1530
.....

